

8 豊監発第 7 5 号

令和 8 年 9 月 1 8 日

請求人

(略)

|         |         |
|---------|---------|
| 豊島区監査委員 | 小 沼 博 靖 |
| 同       | 鈴 木 利 治 |
| 同       | 戸 塚 留 名 |
| 同       | 有 里 真 穂 |

#### 豊島区職員措置請求について（通知）

令和 8 年 8 月 7 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、区が賃貸借契約及び家賃支払実態が存在しない住宅扶助を違法・不当に支給し、不当に支給した公金の返還徴収権の行使を怠っているとして、住宅扶助支給決定の取消し及び支給された住宅扶助費の返還等の措置を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると

認められるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うにあたり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

請求人は、自らが所有する住宅において、請求人と住宅扶助受給者間で、住宅扶助支給の前提となる賃貸借契約及び家賃支払実態が存在しないと主張している。しかし、提出された事実証明書において、既に成立している賃貸借契約があることを前提に、現状の賃貸借契約の条件の抜本的な見直しや契約解除を行う方針であることを述べており、賃貸借契約が存在しないとの請求人の主張とは異なっている。請求人の主張と事実証明書は矛盾しており、違法・不当な行為を摘示しているとは認められない。

また、請求人の主張する不当に受給された公金の返還徴収権の行使を怠る事実について、提出された事実証明書において、請求人は、福祉事務所が生活保護法第 28 条に基づく調査・確認義務を怠り、客観的実態を欠く支給を継続してきたとすれば、公金の管理・支出における著しい過失が問われることとなると記述しており、憶測を述べているにすぎず、違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは認められない。

なお、予備的調査によれば、住宅扶助支給の根拠となった請求人が署名した建物賃貸借契約書の写し、賃料改定資料の写し及び請求人宛ての家賃支払実態の資料が確認されている。

したがって、請求人が違法・不当であると主張するいずれも、区の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法であるため、同条第 5 項に定める監査を実施しない。